

令和 7 年 7 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 7 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵美子
7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春
11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（1 名）

10 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 尾 澤 勝	6 番 鎚 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高草木 国 雄	11 番 武 裕 士	13 番 柳 澤 照 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

12 番 松 井 正 和

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男 係長 山 本 賢 主任 田 村 翼

事務局 それでは、これより令和7年7月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。暑い日が続きますので、皆さん体に気をつけて。また今日は
皆さん出席されているという事で、元気な証拠でこれからも体に気をつけて頑張
ってもらいたいと思います。それでは始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします
します。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年7月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年7月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9番：根岸 千春 委
員」と「11番：星野 健一 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3の規定による許可申請があったので、決定を求める。令
和7年7月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は5件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり
ます。笠懸町阿左美、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定
を行いたく申請するもの。

番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番
議 長

番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番
議 長

番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。

番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

番号 4 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番
議 長

番号 3 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長 番号4番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号5番についてご説明いたします。
番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑及び田、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転（売買）を行いたく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番

議 長 番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

議案第2号

議 長 日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」

次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和7年7月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、当初の事業計画、建売分譲住宅用地、3棟および道路用地。計画変更後の事業計画、隣接する建売住宅用地の拡幅、別区画を露天資材置場として使用。施設概要、住宅1棟。当初の計画どおりに活用できていない土地について、隣接する建売住宅用地の拡幅および露天資材置場として使用するため。なお、本件土地を含めた3筆にて、承継者が農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請を行う。

以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番
議長

番号1番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の1番をご覧ください。現場は県道太田大間々線。78号線を南下すると〇〇があります。その〇〇から50m行ったところの左側になります。住宅が建っているところの奥の土地だと思うのですが、大きい根っこがあったり気になる点は多々ありますが、現状より良くしてもらえらるなと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号
議長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

今回は4件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

事務局

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天資材置場用地、売買。現状の置場が手狭になり、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。先ほどの計画変更と同時申請になります。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。建売住宅用地、売買。建売住宅用地を拡幅したく、隣接

地の売買の話がまとまったため申請するもの。先ほどの計画変更と同時申請になります。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の1番をご覧ください。先ほどと同じところです。〇〇から50m位南側の左側になります。先ほども言いましたが、ちょっと大きさとか色々あるんですけど、現状よりも良くなってもらえるかなという気もしますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

12 番委員

12 番、星野です。この所の前に第5条の計画変更の申請があるんですけど、令和3年に許可申請をもらっていて何もしていなかった状態だと思うんですけど、自分もあの通りを通るたびに、木が無くなったとか整地したとか見てたんですけど、それ以降急に止まっちゃったような感じです。実際相当ずばらな業者かなと思うんですけど、許可申請書の中段に注意事項があって、許可から3か月後という内容の記載があると思うんですけど、過去の計画者がそういったずさんな所もあるので、この件については少し注意書きの所をよく見て頂いた方がいいのかなと思います。

事 務 局

星野委員からのご指摘になるかと思うんですけど、基本的に農地を農地以外にしたい、農地以外に適地がない場合、農地転用という事で事務局に申請していただき、本委員会において審議をしていただいております。許可後、許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告することになっております。。例えば、一般住宅の建設について、3ヶ月後、進捗状況を提出していただき、住宅が完成したら完了報告を提出していただきます。

本案件につきましては、令和3年の12月に許可をし、現在令和7年の7月ですから、4年くらい経過しているという状況です。このような状況を踏まえ、今後は許可後の手続きについてどのように対応していくか検討していきたいと考えております。

議 長

他に、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 1 番をご覧ください。同じ所です。県道太田大間々線を南下して〇〇の先 50m の左側になります。家が 1 軒建っている所の手前の道だと思うんですけど、かなり高い塀で囲まれた家が 1 軒建っているんですけど、その手前の土地だと思います。何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、売買。現在住んでいる借家が手狭になり、資金面の都合がついたため、申請地に一般住宅を建設したく申請するもの。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。一般住宅兼店舗、売買。現在、県外の賃貸住宅兼店舗に住んでいるが、地元のみどり市で適地が見つかり一般住宅兼店舗用地として申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくようお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は国道 50 号、笠懸から桐生方面へ向かって行きますと、桜塚の信号機があります。その〇〇のガソリンスタンドが角にあるんですけど、それを東小学校を右の方に曲がって頂いて約 500m 行きましたら、すぐ左に曲がって頂いて 300m 少し行きますと、小さい交差点があります。その左側が申請地であります。現在草が少し生えておりますが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくようお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、笠懸第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、根岸です。地図の 3 番をご覧ください。大間々から笠懸の方に向かう道路、〇〇と〇〇という小料理屋さんがある所入ってもらってパチンコ屋さんが右の方にあったりするんですが、そこを 1 km 弱で信号があります。そこを左に曲がって頂くと地図のところに来るんですが、反対側は住宅が建っています。この土地も草が生えていて、段差もちょっとあるんですけど、平らでは無いちょっと坂ですが、特に問題はないかと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 7 年 7 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載

のとおりになります。

設定する土地は5筆あります。東町小中、台帳、現況とも畑となります。

新規設定1件の地積合計は、2,396 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和7年7月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和7年7月25日 午後2時30分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

9 番委員

根岸 千春

11 番委員

星野 健一